

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

令和 7 年度 委託

仕様書  
設計書

- 1 件 名                    学校給食センター防虫・防そ等業務委託
- 
- 2 施行場所                川越市大字菅間 1 8 番地 9 川越市立菅間学校給食センター ほか 1 箇所
- 
- 3 積算原価                \_\_\_\_\_ 円
- 
- 4 予定支出額             \_\_\_\_\_ 円
- 

5 委託概要、理由

委託概要	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）に基づく そ族・昆虫の調査点検、防除及び捕虫器のメンテナンス一式
委託理由	上記の規定に基づき調査、点検及び防除等を行い衛生管理の徹底を図る。

委託費内訳書

費目	工種	数量	単位	単価	金額	適用
直接人件費						
	調査・点検（部分施工）	1	式			9日×2センター
	捕虫紙交換	1	式			9日×2センター
	報告書等作成	1	式			毎月報告
一般管理費		1	式			直接人件費の10%未満
積算原価						
消費税等						積算原価×10%
委託料						

# 学校給食センター防虫・防そ等業務委託仕様書

## 1 目的

当該仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）が、川越市立学校給食センターの建造物内のそ族・昆虫（ダニを含む）を駆除することに関し委託する業務について必要な事項を定めるものである。業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

## 2 委託期間

契約締結日 ～ 令和8年3月31日

## 3 委託対象施設

委託場所の施設は、下記のとおりとする。

- (1) 菅間学校給食センター 川越市大字菅間18番地9
- (2) 今成学校給食センター 川越市今成2丁目35番地5

## 4 業務概要

委託対象のそ族・昆虫等の棲息調査を行い、委託対象に適する方法で有効で安全な防除作業を実施するものとする。また、各学校給食センターに設置されている捕虫器が、正常に機能するようメンテナンスを行う。

## 5 法律・規則等の遵守

受注者は、発注者の契約諸規定に従うと共に、関連法規関係法令、諸規定、通達等を遵守しなければならない。

## 6 書類の提出

受注者は、この業務の着手にあたり次の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書（業務責任者を発注者に通知するためのもの）
- (3) その他（打ち合わせ記録等で発注者が必要と認めたもの）

## 7 業務の内容

- (1) 調査・点検 9回／委託期間中（毎月1回）  
そ族・昆虫等の生息が確認された場合のみ、下記(3)アの使用薬剤を用いて防除を行うものとする。

(2) メンテナンス

ア 捕虫紙については業務実施期間内に毎月 1 回行う。(1 台につき 2 枚交換)

イ 交換に必要な捕虫紙と捕虫ランプは、受注者の負担とする。

(3) その他

ア 使用薬剤については、内分泌攪乱化学物質又はその疑いがあるものは使用せず、安全に留意したものを使用する。

(ア) ..薬剤散布..... ピレスロイド系薬剤又は有機リン系薬剤

(イ) ..空間噴霧..... ピレスロイド系薬剤

(ウ) ..ベイド剤..... ヒドラメチルノン、フィプロニル

(エ) ..殺鼠剤..... クマリン

イ 報告書には、捕獲結果及び防除についての提案等を記載して提出する。

ウ 対象施設の所属長と打ち合わせて実施すること。なお、日程決定後、作業方法及び順序手順について、必ず事前協議を行うものとする。

エ 作業時間帯は、原則として金曜日の給食業務終了後の午後 4:30 頃とするが、場合により対象施設の所属長の指示に従い作業すること。

(参考)

名称	捕虫器設置台数
菅間学校給食センター	10 台
今成学校給食センター	7 台

※捕虫器の詳細については、別紙参照。

8 諸官庁への届出

受注者は、当該業務にあたり、官公庁へ必要な報告・届出等を行わなければならない。

9 報告書の提出

受注者は、業務実施月毎に、最終日の業務が完了したときは、速やかに委託業務実施報告書（委託 6）を提出しなければならない。

10 支払い

(1) 支払い方法は月払いとする。(実施月委託期間中 9 回)

(2) 1 回に支払う金額は、契約金額を 9 で等分した額とする。

(3) 契約金額を 9 で等分した際に、100 円未満の端数が発生する場合は、初回の支払い時に、その端数をまとめて支払うこととする。

## 11 その他の事項

- (1) 受注者は、業務にあたり誠意をもって履行しなければならない。
- (2) 当該業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、業務の遂行にあたり、機器等に損害を与えないように十分に注意するものとする。受注者が損傷させた場合は、発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償責任を負わなければならない。
- (4) この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

(捕虫器詳細)

仕様	品名	ムシポンポケット3
		
価 格		32,800円(税抜)
電 源		100V・50Hz/60Hz
寸 法		横410×奥行165×高さ315mm
誘虫ランプ		TL-E 22W・1灯(22W)
重 量		2.3kg
有 効 面 積		30~50㎡
捕 虫 紙		S-8 2個
付 属 品		捕虫紙S-8(5個入)1箱、 取付用ネジ3本 ほか